

令和7年度第2回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和7年6月4日(水)午前10時から正午まで

2 場所 対面及びWEB
(宮城県行政庁舎4階 庁議室)

3 出席委員(9名)

石井 慶造	東北大学	名誉教授
伊藤 晶文	東北学院大学	地域総合学部 教授
内田 美穂	東北工業大学	工学部環境応用化学科 教授
太田 宏	東北大学	高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子	東京大学	農学生命科学研究科 准教授
永幡 幸司	福島大学	共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子	森林総合研究所	東北支所 主任研究員
平野 勝也	東北大学	災害科学国際研究所 准教授
村田 功	東北大学大学院	環境科学研究科 准教授

(参考)

傍聴者人数:13名(内 報道機関:1名)

4 会議経過

(1)開会(事務局)

只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中9名御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、関島委員、牧委員、丸尾委員、山本委員からは所用のため欠席との御連絡を頂いております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、一時的に傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。また、傍聴者及び報道機関の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部副部長の伊藤から御挨拶を申し上げます。

(2)あいさつ(環境生活部 伊藤副部長)

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

本日は、1議題を予定しており、令和7年3月26日に審査賜りました、「(仮称)京ヶ森風力発電事業 環境影響評価準備書」に係る答申案について、御審議いただきます。

環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(司会)】

続きまして、資料の御確認をお願いいたします。

本日の次第の1枚もの、出席者名簿、配布資料一覧の1枚もの、資料1-1 同事業 環境影響評価手続フローとスケジュール、資料1-2 同事業 準備書に対する技術審査会の指摘事項と事業者の回答、資料1-2の別紙、資料1-3 同事業 準備書、資料1-4 同事業 準備書(要約書)、資料1-5 同事業 準備書に対する技術審査会答申(案)、資料1-6 同事業 準備書に対する技術審査会答申(案)の形成、資料1-参考1 同事業 事業者説明資料、資料1-参考2 同事業 準備書に対する石巻市長の意見について、資料1-参考3 同事業 準備書に対する女川町長の意見について、資料2 環境影響評価技術審査会への情報提供でございます。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、審査会委員の率直な意見交換に支障のないように、以降の議事は録画・録音等は不可といたしますので、御了承ください。

環境影響評価条例第51条第1項の規定により、議事につきましては、平野会長に議長をお願いしたいと存じます。

平野会長よろしくお願いいたします。

【平野会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

審査事項『(仮称)京ヶ森風力発電事業 環境影響評価準備書について』です。

本件について、希少種の生息場所の特定につながるような審議となります場合は、傍聴者に退出いただく必要がございますので、発言に当たっては事前にお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から説明願います。

【事務局】

資料1-1について説明。

【参考人】

資料1-2について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思いますが、希少種の生息場所の特定に繋がらない、一般的な事項から質疑を始めたいと思います。まずは、欠席の委員の方々から希少種の生息場所の特定につがらない御意見はありましたでしょうか。

【事務局】

特にございませんでした。

【平野会長】

ありがとうございます。それでは委員の皆様、いかがでございましょう。

最初に私の方から全般的事項にかかる話をさせていただきたいのですが、10から12号機は、人と自然との触れ合いの活動の場に対しては壊滅的影響を及ぼす話なので、別の話として受け取っていただきたいのですが、第3種特別地域に入っている、入っていないということは確かに分かりやすい話なので、入らないようにしますというのは一見美しく見えるんですけど、例えばここに、なにがしかの希少種の巣があるから回避しますというものは随分話が違う話ですよ。全般的にそうですけど、例えば横軸に何かある指標があったとします。指標が増えていくと悪影響が増える。縦軸に影響を取った時にそれがガラガラと直線的に上がっていく影響の話をしているのか、あるところで突然立ち上がってロジスティックカーブって言い方しますが、突然立ち上がってこう影響がボンと大きくなっていくのか。皆様方のお考えだとガラガラ上がっていくのに、ここの指標を超えたらダメという基準があったとすると超えてるから大丈夫、超えてないから大丈夫じゃないって整理をされていますが、それは実はあんまり関係ないんですよ。第3種特別地域に入らないようにすることによって、反対側に擁壁ができます。擁壁ができると実は今まで擁壁がなかったので、地上生物の行動に影響を確実に与えます。尾根は挟んでいるので水は別のものになりますけれども、地上生物等々の行動は擁壁があるのとないのでは明らかに影響が違いますよね。であれば第3種特別地域に入っているなるべく影響がないように作った方が実は全体の影響が小さい可能性があるわけですよ。確かにメディアなんかも含めて第3種特別地域に入っていて問題だ、みたいな話で叩かれる可能性もあるんですけど、やっぱり科学的に最も環境への影響が小さいやり方をちゃんと模索していただきたいんですよ。エコシステムがちゃんと回復していくことも含めて大丈夫なやり方ってのを是非模索いただきたいと思います。なので、見た目で外しているから大丈夫とな

っていますが、外しているから大丈夫じゃないんですよ。景観的にもその影の落ち方にしても何にしても全部、第3種特別地域の守ろうとしている生態系のシステムに対して、今回の場合は10m違っているから影響が激減するなんていうそういう現象扱ってないですよ。なので、区域から外れることの価値がどれだけ高かったという科学的な態度を是非持っていただきたいです。トータルでその周辺の生態系システムそのものなるべく影響を受けないこと、影響を受けたとしてもその生態系のシステムによってちゃんと回復していくことが可能なやり方を選択してください、だから擁壁というのは最悪だと思います。これは全般的に言えることだと思いますので、基準値をベースにして○、×をつけておられたのを直していただきましたけど他のことも全てもうちょっと程度論だとか、この指標がこうなったらこうなるんだって話は後ほど騒音の話であるかと思いますが、騒音の話も基準値はありますけど、例えばそれを何デシベル超えているからと言って、極端に影響が大きくなる事象じゃないですよ。直線的な影響じゃないと思いますけど音の場合は、でも、突然あるデシベルを超えると騒がしさが増すみたいな話ではないわけですよ。だからそういうちゃんと科学的な目線を持ってどういう対策をすれば効果的なのかとかというかたちで進めていただければと思います。何か、一応コメントをいただければと思います。

【参考人】

貴重な御意見ありがとうございます。今お示した擁壁というのは検討状況ってということでお示しましたが、科学的根拠も踏まえて設計の方は改めて見直しに取りかかりたいと思います。貴重なアドバイスありがとうございます。

【平野会長】

ありがとうございます。はい、永幡先生お願いします。

【永幡委員】

騒音のところなんですけど、点数をつけると100点満点で10点ぐらいのとてもひどい回答をいただいたなと思っています。まず、環境基準というものをどういうものか理解してらっしゃるんでしょうかね。そこをまずお伺いしてからじゃないと、どこから話せばいいのか分からないぐらいひどい回答なんですけれども、環境基準ってどういうものだって把握されているんですか。

【参考人】

はい。そうですね、それぞれの地域の実情に応じて、守るべきレベルというか、そういったところと認識しております。

【永幡委員】

これは守ればいいというものではなくて、これは全然話になってないことが分かったんですけども、ここの地域はS-6だったかどこかを除いて全て現状はAA地域の基準であっても満たしている地域なんですね。地域類型が指定されていないところっていうのは結局のところ環境基準っていうのはそもそも適用されないもので、どうしてもこの環境基準を適用したいっていう場合は結局、現状今どこにあって、次に何か改変するとどうなるのかって話をするために使うようなものなので、ここで書くのであれば、そもそも、AA地域の基準でも十分に満たす静けさの地域であるが、工事による増分でその基準は満たせなくなるぐらいの話がされるべきところですよ。満たされる場所もあるかもしれませんが、そのようなことが議論されるべきところで、その地域に工場があるかどうかとかいう話ではないです。そこを理解してもう1回書き直してください。音響学会に私が解説を書いているのがありますので、必要だったら言ってくださったら文献情報お伝えしますので、ちょっとここはまず全部書き直していただきたいんですけども。

【参考人】

はい、学会誌も参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【永幡委員】

別添の騒音③ですね。ここのところで、まず1点確認なんですけども、この現況値って書かれている値は、夏秋冬にそちらで測定されて騒音レベルを求めるために使ったデータを使って求めた L_{den} だっという理解でよろしいですか。

【参考人】

そうです。

【永幡委員】

だとすると夏のレベルはセミか何かの声が入っちゃっていて、極端に大きくなっていませんか。

【参考人】

そうですね。こちらはどうしても虫が絶え間なく鳴いているというような状況になってございます。

【永幡委員】

はい。それで夏の増分が0だっって主張するのは、完全におかしな話じゃないですか。

【参考人】

L_{den} に関しての整理方法とか見えていますけども、自然音が絶え間なく鳴いているというような状況では、除外が難しいというようなところも踏まえまして、今回このような整理とさせていただきます。

【永幡委員】

資料としてはどのように計算したのがまず書かれているべきですし、その上で、おそらく虫の声に埋もれて、結果的には増分がでるぐらいの大きさにしかならないということを主張すること自体は、多分ある意味正しいのでいいのですけれども、だから全然問題ないっていう話ではないように思います。なので、やはりそれぞれの場所で、全ての季節でそれなりに増分があることについては明示すべきではないでしょうか。

【参考人】

はい、御指摘ありがとうございます。確かにその整理の方法とかで説明が足りない部分があるかと思しますので、その辺りは見直しさせていただきたいと思えます。

【永幡委員】

あと、科学的な知見っていう意味では、日本で行われている疫学調査だと1.5km以内の人たちは、2km以上離れている人たちに比べて、不眠のオッズが上がるっていう結果も日本で得られていますよね。それは無視して大丈夫なんですか。多分、何箇所か1.5kmより近い距離に住宅があるところがあって、実際に調べてみると宮城県のある風力発電所で1kmぐらいのところに住宅がある集落で実際に騒音問題が起きているみたいなんですよ。議会の資料とかなんかそういうのが、Web で検索していると引っかかってきます。そのような、知見は無視して大丈夫なんでしょうか。

【参考人】

無視しているというわけではなくて、準備書の方にも記載させていただいておりますけども、増加分が大きい地点がいくつかございますので、そういったところについては運転開始後に、地元の方々からヒアリングで状況確認していくということを記載していきまして、そのように丁寧に進めて参りたいと考えてございます。

【永幡委員】

問題が起こった時に、どのように対処していくのかっていうのがやはりはっきり述べられているべきだと思いますので、宮城県で実際にあった事案でも結構揉めていたらしいという話がいろんなところから聞こえてくるので、その辺も問題が起こらないように、最終的な評価書のところでは、その辺の手続きに関しても示していただけたらと思います。以上です。

【参考人】

はい、ありがとうございます。

【平野会長】

他にいかがでございましょう。野口先生お願いします。

【野口委員】

人と自然との触れ合いの活動の場の③、石巻緑のハイキングロードや各トレイルコースとの関係の部分について御質問いたします。石巻緑のハイキングロードについては現状、東側の3基を除いた12基の発電機が全てハイキングロードに隣接するような状態になっていて、実際、今後のハイキングロードに影響を与えないように運用されるということであればその近隣への立ち入り、管理用道路への人の立ち入りを前提としたかたちで現在考えられているかと思えます。ただですね、御存知のように5月2日に秋田県で風力発電機のブレードの落下による重大な事故を御記憶かと思えます。従来は直近まで立ち寄ることができる場所もそれなりにあったと思えますけれども、今後、本当に安全対策をきちんと行うのであれば立ち入り制限を設けるといったことも出てくるかと思えます。そうなるともう実際には石巻緑のハイキングロードが使えない状況になるかと思うのですが、安全対策との両立についてはどのようにお考えかということをお聞きしたいと思えます。

【参考人】

石巻緑のハイキングロード管理運営協議会という協議会がありまして、そこで、今回のルートを管理運営されているんですけども、5月2日以前は地元の説明会の中でも、観光地というようなことで、見学したいとかっていう話もありましたし、これまで弊社の他の運営のところでも一定の立ち入り制限はしているものの、そういった時は、開放したりとかっていうことをやっていました。今回も同様に考えていたんですけども、おっしゃるとおり5月2日の事故が起きて、弊社も同じような考えは正直、難しいのかなというところは今思っています。正直なところを言うとこの石巻緑のハイキングロード管理運営協議会とも話していかなければいけないところではありますので、弊社の事業ではございませんので報道ベースでしか分かりませんが、まず事故原因というところを、まずはっきりしていただいた上で弊社もそういったことにならないように、弊社は他にも28サイト風力発電事業をしていますので、その維持管理の知見も生かして今回の事業にも当てはめられるようにやっていこうという考えではございます。

【野口委員】

ありがとうございます。まだ原因が公開されていないということで、対応の難しい面もあるかと思えますけれども、安全は全てに優先しなければならないところでありますし、一方で現状、

これで立ち入りを制限することになれば、もうハイキングロード自体が使えなくなるという状況でございますので、その辺りはかなり真剣に検討していただかないといけない状況かと思っております。

地元の協議会の方とも今後打ち合わせをされると思いますけれども、私も例えばこうしたら良いのではないかとことを申し上げられる状況ではありませんが、十分な対策と影響の回避を図っていただきますようお願いしたいと思います。

【参考人】

野口先生、ありがとうございます。安全が優先というのは、おっしゃるとおりかなと思っております。2019年頃から計画させていただいておりますが、計画の当初より、このハイキングロードの管理者とも対面で長年会話をさせていただいております。登山マラソンも開催されていまして、私どももスタッフで参加したりずっとやっているんですけれども、そういう意味でも今後ですね、もし仮に風車が建つことになった時には、並行してハイキングロードの管理者の方々とは安全対策どうするかとか、そういう観点は引き続き協議をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【平野会長】

先生、よろしいですか。

【野口委員】

そうですね、ただ、例えば、規制なども変更がある可能性なども考えられると思っておりますので、その辺りも含めてお考えいただいたらよろしいのではないかと思います。

【参考人】

はい、ありがとうございます。規制というのは、私の受け止めとしては5月2日の秋田の風力発電事故があって、今後、国の意向であったり、いろんな対策、指示等々が出てくると思っておりますので、弊社としてもそういうのも踏まえて、考えていかなければならないというのは承知しておりますので、おっしゃるとおりその辺りも勘案して計画していきたいと思っております。

【平野会長】

関連して私の方からも人と自然との触れ合いの活動の場の話させていただきますけど、先ほど第3種特別地域の話をしていただきました。そのところというのは実は、この石巻緑のハイキングロードと、女川トレイルと、みちのく潮風トレイルルートのサブルートが重なってきている場所です。なので、やはりそこは立ち入り禁止になったらそのルートが成立しませんし、ここが立ち入り禁止になってしまうと本当にルートとしてのバリエーションが減ることになります。一方、こういう言い方すると少し語弊がありますがけれども、その第3種特別地域から離

れたところの尾根筋は基本的には石巻緑のハイキングロードだけになっていて、行き先も限られている状況になります。そういうハイキングルートだとトレイルルートのバリエーションを、壊滅的に潰してしまうのか、もし下を通れるとしても、自然環境の豊かさを楽しみに来ている方々、しかも第3種特別地域のところを通っていく、そこに圧迫感とかそういう世界じゃなくて恐怖感さえ覚えるぐらい巨大に見える風車があるっていう状況をお作りになるのは本当に人と自然との触れ合いの活動の場としては壊滅的なものだと思います。なので、今申し上げたようにこのネットワークの効果をちゃんと考えていただいた上でやはり10号機から12号機かと思いますが、ここは第3種特別地域の問題もごさいますし除外いただくのが一番いいのではないかと感じておりますが、いかがでございましょうか。

【参考人】

前回の諮問の時も、ハイキングロード、トレイルルートについても、回避・低減措置が取れるような配置計画をというお話がありましたので、ちょっと繰り返しになりますが、冒頭のとおり除外も含めて、今はもう設計に入っていますので、今おっしゃられた御指摘も踏まえて配置計画を見直していきたいと考えております。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。それから、これは書き方の問題ですけど、この風車の耐用年数ってどれぐらいになりますか。

【参考人】

設計上は25年というものもあります。

【平野会長】

場合によっては更新もなさるんですかね。

【参考人】

考えとしましては、3つあるかと思っております、一つは、今の国のFIP、FIT制度が20年間の事業期間になりますので、まず20年間の運営は行わせていただきたいと思っております。その上で21年目以降につきましては、機械物にもなりますので、適宜、毎月メンテナンスというのは実施していくんですけども、21年目以降については安全が担保された上で継続して稼働していくという方法もあります。一方で、機械物で安全な稼働がちょっと難しいということであれば、地域の御理解と地権者様の御理解と許認可との兼ね合いで進められるようであれば、建て替えるっていうことになります。3番目としては、どうしてもこの地域での地権者様であったり、地域の理解が得られないということであれば事業は終了になるかと考えております。

【平野会長】

ありがとうございます。少なくとも、20年という世界で少し考えていただきたいのは、今回の事業者回答の中で、まず現況の利用状況、トレイルルートとかハイキングコースの利用状況を調べていただける、それを踏まえていただける、これはとても大事なことです。是非やっていただきたいと思うんですけれども、実はみちのく潮風トレイルもそうですが、今、浸透しつつあるトレイルです。なので、これからどんどん利用する方が増えていく可能性がある所だと思っています。この事業によってもっと活性化したはずのその潜在的なポテンシャルが失われないようにしていただきたい。未来のことなので誰にも分かりませんが、これがあることによって、例えばこの辺、みちのく潮風トレイルで言っても、ものすごくロングトレイルですので、部分的にハイクなさる方いっぱいいらっちゃって、ここは風車が怖いから避けるかみたいな話になる可能性だってあるわけですね。だからそういう今後利用者が増えるであろう案件が、対象になっているってことも是非、予測をしてくださいとは言えないんですけど、予測方法ないので。ただ少なくともおそらく増加するではあるうっていう案件であるということだと理解していただきたい。本当に潮風トレイルが全通してから何年になりますかね。増えていっているような話をよく聞きますので、今後も多分増えるだろうと思います。インバウンドの方って案外歩くの大好きですので、インバウンドが増えると、増えていく可能性がある。そういう将来のポテンシャル、20年間のポテンシャルにも影響を与えているんだということを、定性的で構わないのでちゃんと評価いただいて、そうすると先ほど申し上げたように、あのトレイルルートが重なってる部分はなるべく、事故を受けて経済産業省が立ち入り禁止しろ、みたいなルールが決まってしまうと担保できるような、そういうこの地域のトレイルルートに対するリスクヘッジをきちんと取っていただきたいと思います。ポテンシャルを考えた上でリスクヘッジということですね。何度も答えていただいているので念押しみたいなものです。

他いかがでございましょう。野口先生どうぞ。

【野口委員】

もうほとんど会長に言っていたかと思うんですけれども、やはり例えば一部の現状予定されている風力発電機の設置を中止するなどして、現在利用されている石巻緑のハイキングロードの例えば核心の部分、一番利用が多い部分の利用はたとえ立ち入り禁止になっても影響を受けないようにするといったような対策が必要かと思っておりますので、十分に利用状況などを調査していただいた上で対策を取っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【平野会長】

他いかがでございましょう。石井先生。

【石井委員】

放射線のところですけど、今回の調査で汚染されていたということが分かって、特にリター層と1cmのところですね。施工に当たっては、表層土壌をはぎ取りして、盛土部の下層として使用するというんですけど、この盛土部ってどういうところですかね、これは現場ですか。

【参考人】

道路であったり、ヤードの一部であったり、造成計画は今見直しているところではあるんですけども、基本的には尾根沿いに建てるので、完全に盛土の道路があるかって言うと一部というか。

【石井委員】

盛土の下層部に入れるってということですか。

【参考人】

そうですね盛土の。

【石井委員】

それでその盛土はさっき言った20年先も表面にずっと現れることはないという盛土にするの。

【参考人】

そうですね。

【石井委員】

そうしないといけないと思います。事故の後、天地返しをいろんな場所で行って、今それが表に出ています。要するに降雨で削れていけば、どんどん現れてきます。セシウム137は半減期が30年なんで、まだまだずっと在りますから、20年経っても、削れないようにして欲しいです。また、地表面を削る深さをまだ想定してないと思うのですが、どれくらい削るつもりですか？

【参考人】

それは切土ってということですか。

【石井委員】

表土をはぎ取ることです。分からないと思うのでちょっとコメントしますと、これで見ると要するに表層からだんだんと濃度は薄くなっていくわけですよ。薄くなったところが要するに

80 ベクレル/kg以下ぐらいだと、オツケーだと思っんです。従って、今回のデータから 10cm ぐらいは削らないといけないということが分かります。100ベクレル/kgでも問題になる根拠は、表面が 100 ベクレル/kgぐらいあったとしても、削られた広大な土地の表面が全部降雨で洗われ、その泥水が一箇所に集まると、100 倍ぐらいになることがあります。つまり、1 万ベクレル/kgになります。そうすると、規制値が 8000 ベクレル/kgですから、これを超えると皆さんの手に負えないものになってしまいます。

要するに8000ベクレル/kg以下だったら、放射性物質としては認定されませんが、それを超えると放射性物質として規制庁への手続き等をやらなくてはいけないことになるのであるべく多く取った方が良くと思いますので、そういう配慮を施工に当たって行ってください。以上です。

【平野会長】

一応 回答いただけますか。

【参考人】

工事の際にそのように対策の方を業者にもよく伝えていきたいと思います。

【平野会長】

おそらく設計等々できちんて見ておかないとダメな案件です。あの起伏等々があるところで単純にグレーダー入れれば大丈夫という世界じゃないので、どうかたちで今の石井先生の御助言を実際に施工するかって、まずリター層をはぎ取って、その後地面が出てきてそこから10cmをどうはぎ取るか、ユンボのオペレーターが頑張るしかないと思いますけど、そうするとかなり手間がかかるのでやっぱり設計図書でも詳細にきちんと指示をしてあげて、こういう部分は、こういう扱いにしますからねってことを書いておかないといけないと思います。一般図的に標準断面で 10cm はぎ取りなんて書いてたって絶対うまくいかないのて、ここは本当に丁寧に対応いただければと思います。他いかがでございましょう。大体よろしいですか、内田先生お願いします。

【内田委員】

聞き間違えたかもしれないんですけど、今回の指摘事項への事業者回答で、地域住民に影響を及ぼすことが予測される影響について、環境影響評価法に基づいた説明会のその他に周辺地区での説明会の開催を重ねとありますが、その説明会はされたでしょうか。説明会をしたというように先ほど聞こえた気がするんですけど、もしされたのであれば、そこで出た住民の方の意見ってどんなものがあつたのか、地域住民の方が憂慮されるような項目がたくさんあるような場合、こういう説明会をして、こういう住民からの質問や意見があつたっていうリスト

が出てきたりするんですけど、そういうのが全くないので、もし説明会やっていたら、どういう意見があったのかっていうのを教えていただきたいんですけどもどうでしょう。

【平野会長】

参考人の方がいかがでしょう。

【参考人】

2月1日からまず法定の説明会を行いまして、2月中旬から5月前半にかけて個別で住民説明会の方を行わせていただきました。先ほど説明させていただいた中では、今回の説明会、この5月までにやった説明会で、まず一旦は説明会を一通り終了しましたけども、そこで頂いた意見とかが色々ありますので我々もその説明会で終わりというわけではなくて、そういった意見の取りまとめが終わり、それに対する回答ができましたら、再度、説明会を行わせていただくというようなかたちで地域の方に案内をさせていただいております。

例えばですけども意見として出ましたのは、どうしても開発をしていく事業になりますので、土砂災害であったり水の対策の影響であったりですね。他には、今思いつくところでいきますと、そういった意見と景観ですね。正直その景観については、いろんな意見があります。これまでなかったところに、建つということで違和感というか、無かったものがあるというところでの意見もあります。そういった意見を頂いております。あと、他は例えば地質がどうなんだという意見がございました。

今回の指摘事項のところにも、地盤の安定性のところで、今後、地質調査を実施した上でと記載をさせていただいておりますけども、正直まだちょっと地質調査をできていないという状況でございます。なので、その地質調査が開始しまして、地質データの取りまとめ等ができましたら、そういったデータも地域の方に情報共有、報告というようなかたちで追加の説明会を行っていくというようなこと考えております。

【内田委員】

ありがとうございます。今おっしゃられたことを踏まえての意見ですけども、前回のこの審査会の時に指摘事項として住民にしっかり説明するよにということ、こちらの方から申し上げています。それに関して住民説明会で出された意見に関して何かしらこの後どういう対応を取るのかっていうのを例えば、審査会に参加している委員の専門家の方からのアドバイスであったり、何かそういうこともできる可能性があるんで住民説明会で出た意見をリスト化して、こういう意見が出てこういうことを検討する予定であるというようなことをこの審査会で示してもらえると住民にとっても自分たちの意見がどういうふうに反映される可能性があるのか分かりやすいかと思えます。あとは委員の方からの専門家としての視点からですね、改善点を申し上げることも可能ですので、住民説明会で出た意見のリストも是非、審査会の方に公表していただくと良いかなと思えます。はい、よろしく申し上げます。

【平野会長】

すでに準備書の答申の段階ですのでお聞きする機会が無いですが。

【参考人】

事実だけ申し上げると法定の説明会が2月1日と2月2日に石巻市と女川町でやらせていただきました。それ以外の任意の説明会というの、複数回させてもらっているんですけども、その全ての議事録は石巻市と女川町さんにも既に御提出をして、こういう御意見をいただきましたということで御報告をしております。そんな中でいくと、民意の反映が重要だということご意見であると理解しましたが、そういう意味では、自治体様の方には提出をしておりますので、平野会長もどうしようというところがあるかとは思いますが、私どもとしては、これまで住民説明会をした議事録等は自治体の方に御提出をして御報告を申し上げているところです。

【平野会長】

内田先生がおっしゃっているのは、次のターンの説明会できちんと皆さんが住民の方々の懸念をどう考えてどういう対策を取っていきますってということをお話いただけることが重要だということだと思います。まずそれをきちんとやっていただくのが1点目。

もう一つは、内田先生の御懸念は、今日もしその手のリストができていれば、我々かなり網羅的に環境への影響について当然ながら技術審査会として御指摘させていただいておりますが、こういうものになかったような住民意見がもしあれば今思い出せるものがあつたら、いくつか出していただいて、思い出せないようであれば大体網羅できているのであれば大丈夫かなと思うんですがいかがでしょう。

【参考人】

それで申し上げると、各アセスメントのセクションごとに意見書も掲載するようになっていきますので、そこでほぼほぼ出ているかなという所感です。一方で、内田先生の御意見は地域の合意形成では非常に重要だという認識が、私共にも元々ありましてどっちかというところ、このタイミングでの新しい御意見というか、そういう御意見は国の方にもですね、是非先生のお立場から言ってもらえれば環境アセスメントがもっとより良い方向に進むかなと思いますので是非よろしく願いいたします。

【平野会長】

よろしいでしょうか、内田先生。

【内田委員】

承知しました。参考人側から頂いたお話も承知しました。はい。どうもありがとうございます。

【平野会長】

はい。他にいかがでございましょう。よろしいですか。

ここから希少生物の生息場所の特定にかかる議論に入りたいと思います。お手間をかけますが、傍聴人の方は一時御退席いただければと思います。よろしくをお願いします。

<傍聴人退室>

…以下、非公開審議…

<参考人退室>

…以上、非公開審議…

<傍聴人入室>

【平野会長】

それでは続きまして答申案の形成の方に入りたいと思います。事務局と私で前回の議論を踏まえて叩きを作っておりますので、それについて事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

資料1-5及び1-6について説明。

【平野会長】

ありがとうございます。大体こんな感じかなと私自身は思っておりますが、御指摘ございましたらよろしくお願いします。

伊藤先生お願いします。

【伊藤委員】

ちょっと気になったので確認させていただきたいんですが、個別(5)の人と自然との触れ合いの活動の場のイですけれども、当該箇所のトレイルルートに対して壊滅的な影響を与えるっ

ていったところがメインだと思っていたんですが、だとすると10、11、12号機と同じ程度の距離で9号機があるので、もちろんその10、11、12号機の前にあるその、第3種特別地域の改変が伴っていったところがまずあるのであれば、9は入ってこないのかなと思うんですけども、ただそのトレイルルートに対しての壊滅的な影響っていうので、それを距離で考えているのであれば、9号機も入ってくるのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

【平野会長】

分かりました。これ考えたら二段階で書かなきゃだめですね。

この第3種特別地域に入っているこの3基と、石巻緑のハイキングロードと全面的にこれ並走していますので、その部分と、だからやっぱ9は9で特別っていえば特別なのか。全面的にそうですね。尾根筋が全部ハイキングルートなのでそれに配慮することと言われると事業をするなっていう話になっちゃうと困るよね。どうしようかな。

【伊藤委員】

例えば女川トレイルに関しての距離で考えるとその10、11、12号機と9号機の違いがあんまりないかなといったところが引っかかったということです。

【平野会長】

御指摘分かりわかりました。どうしようかな。この10、11、12号機は第3種特別地域も絡んでいてのちょっと強めに書いたんですけど、他に関してはトレイルルートに配慮した配置計画とすることぐらいを書き加えるのでどうでしょう。

【伊藤委員】

はい、お任せします。ありがとうございます。

【平野会長】

文案は、私の方に一任いただければと思います。

はい、永幡先生お願いします。

【永幡委員】

騒音のところ、イで環境基準を適用になっているんですけども、これ適用じゃなくて準用です。ここを直してくださいというのが1点です。

あと、今日、参考人の方が持ってきた直しがちょっとあまりにも酷かったのが、この書き方だけで本当に直るのかがちょっと不安なんですけども、例えば工事の影響でプラス10デシベルっていうのはものすごく大きな影響なんですよね。そういうようなことが、影響の大きさを適切に評価するよという言葉をもうちょっと強調をしたいなと思いました。

【平野会長】

分かりました。永幡先生、御面倒かけますが修正案を作っていただけますか。

【永幡委員】

分かりました。作って後でメールを送ります。

【平野会長】

じゃあそうしていただくことで、形式的には私に一任をいただいている永幡先生の助言を受けて私が書くという形式になりますが、それでいきたいと思います。他いかがでございましょう。野口先生、どうぞ。

【野口委員】

先ほどの人と自然との触れ合いの活動の場の議論に戻りますが、ハの部分の答申案です。より詳細な情報を収集して、風力発電設備等の配置等の見直しを含めて影響の低減を図るよというかたちになっておりますが、これも基本的にはさっきの会長と伊藤先生の御意見ともほとんど重なる部分です。石巻緑のハイキングロードとはもう全面的に風力発電機の配置が重なっていることを踏まえた指摘なのでイとハを合わせて、再構成していただいても構わないと思います。さらに前回の審査会からの間に5月2日の事故があったので、会議中に考える状態で申し訳なかったんですが、風力発電機周囲への立ち入り制限などの安全対策を行った場合でも、利用頻度の高いルートの利用を維持できるように配置を見直すことといった指摘を加えても良いかなと思っております。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。今浮かんだところで言いますと、確かに先ほど伊藤先生の御指摘で9号機を問題にしましたが結局全部なので、イの次にハを持ってきて口にして、更に今の口は後回しにして、ハとして事故を踏まえて立ち入り禁止になったとしてもハイキングルートとしてうまくいく様という今回議論させていただいたことを加えて、更に、今の口を二にして4項目のかたちにしたいと思いますが、それでいかがでしょう。修文に関しては、御一任いただければと思うんですが、いかがですか。

【委員各位】

はい大丈夫です。よろしく願いいたします。

【平野会長】

今申し上げたような方向で変えたいと思います。

はい、他に御指摘はございますでしょうか。石井先生、お願いします。

【石井委員】

放射線の量のところですけど、最後の部分、流出防止策っていうところを流出・濃縮としていただきたい。もう一つは、「放射性物質の表層に含まれる」という記載について、もう事実として含まれているので「含まれている」という表現にしてもらうといいなと思います。含まれるというとなんか作業をやった時に含まれるっていう感じなので。

【平野会長】

ありがとうございます。そのとおりに修正したいと思います。他いかがでございましょう。

では、なさそうでも時間も来ておりますので、私の方に一任いただくということで御了解いただけますでしょうか。

はい異議なしと認めます。会長に一任いただけたということで、今の方針で修文をしたいと思います。実際には皆さんにメールで一度見ていただくこととなりますので、その時にまた御意見いただければと思います、よろしくをお願いします。

その他の方に移りたいと思います。その他についてまず事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

事務局から連絡がございます。

本日審査賜りました（仮称）京ヶ森風力発電事業の準備書の答申につきまして、追加の御指摘等がございましたら、メールにバタ打ち等で構いませんので、6月9日（月）までに事務局宛て送付いただければと思います。

なお、経済産業大臣宛ての知事意見は、7月30日までに提出する運びとなります。

次回の審査会については、未定となっておりますが、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

【平野会長】

ありがとうございます。メールで御意見いただきましたら、私の方で適宜判断して答申案に含める必要があるものについては含めさせていただきたいと思います。いずれにしても、一度皆さんに確認させていただきたいと思っております。先生方何かその他についてございますか。よろしいですか。では、4 が終わりましたので、議事進行事務局の方にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【事務局（司会）】

平野会長、ありがとうございました。

委員の皆様、お忙しいところ、審査賜り誠にありがとうございました。

それでは、以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。